

暴力団のいない安全で安心な社会を実現しよう

八尾市暴力団排除条例

施行：平成 25 年 10 月 1 日

基本理念

- ・ 暴力団を恐れない
- ・ 暴力団に資金を提供しない
- ・ 暴力団を利用しない
- ・ 暴力団事務所の存在を許さない

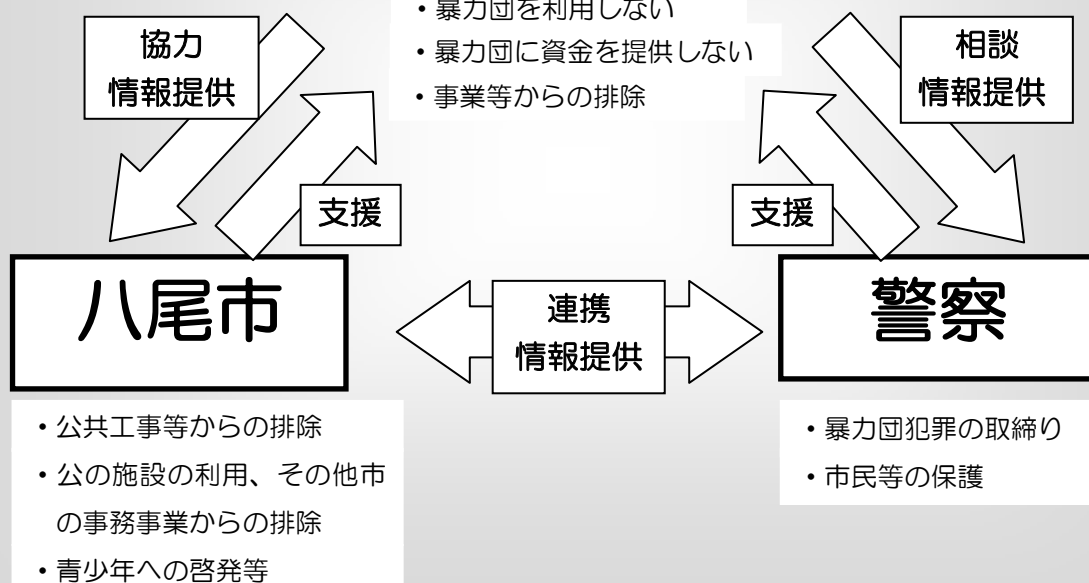


大阪府暴力団排除条例

八尾市暴力団排除条例

市民及び事業者

- ・ 暴力団を利用しない
- ・ 暴力団に資金を提供しない
- ・ 事業等からの排除



八尾市暴力団排除条例の内容

▶ 条例の概要

1. 目的、理念、市の責務
2. 市民及び事業者の責務
3. 市民及び事業者への支援
4. 市の講ずる措置
5. 青少年への啓発

▶ 目的

1. 社会全体で暴力団の排除を推進することによって、市民生活の安全と平穏を確保すること
2. 社会経済活動の健全な発展に寄与すること

▶ 市の責務

1. 暴力団の排除に関する関係機関との連携
2. 暴力団の排除に関する施策の実施

▶ 市の講じる措置

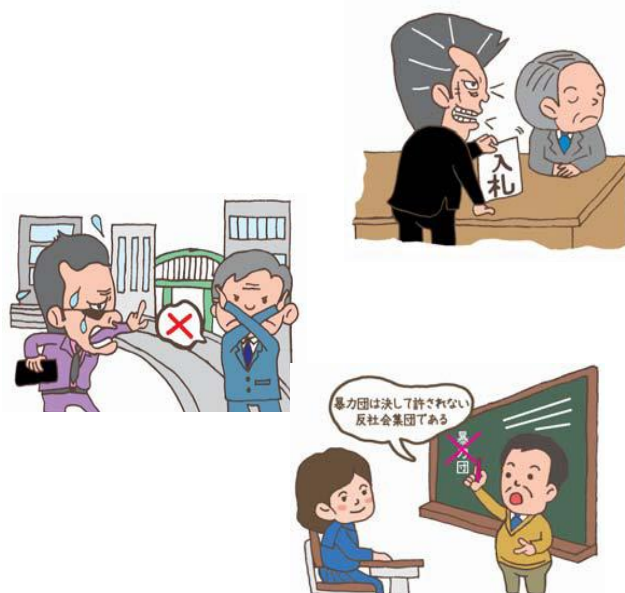
1. 公共工事等からの暴力団排除
2. 公の施設の利用、その他市の事務事業からの暴力団排除
3. 市民及び事業者への情報提供等の支援
4. 市民及び事業者への広報や啓発
5. 青少年が被害などを受けないための啓発
6. 大阪府や他の市町村などと連携した施策の実施

▶ 市民及び事業者の責務

1. 暴力団排除の活動や施策への協力
2. 暴力団との関わりを持たない
3. 暴力団の威力の利用禁止（府条例）
4. 暴力団員等への利益供与の禁止（府条例）
5. 暴力団の排除に資する情報の提供

▶ 暴力団の排除

1. 暴力団排除の基本理念
 - 暴力団を恐れない
 - 暴力団に資金を提供しない
 - 暴力団を利用しない
 - 暴力団事務所の存在を許さない
2. 市、市民及び事業者が相互に連携・協力して、社会全体として推進する



暴力団に関する相談・情報提供先

八尾市危機管理課 八尾市本町一丁目1番1号
八尾警察署 八尾市高町3番18号
大阪府警察本部刑事部捜査第四課
大阪府暴力追放推進センター

TEL 072-991-3881
TEL 072-992-1234
TEL 06-6943-1234
TEL 06-6946-8930